

随意契約理由書

工事名 一般府道 富田林五条線 緊急道路災害復旧工事（R3千早工区）

本業務は、令和3年4月の大雨の影響を受け、千早赤阪村大字千早地内の一般府道富田林五条線において、道路法面が崩壊し、現在通行不能となっている本路線の早期復旧に向け、復旧工事を行うものである。

当該箇所は、現在、道路の法面上部の崩壊と、落石防護柵が破損し、現在も不安定で危険な状況にある。

また、本路線は富田林市街地と金剛山登山道を結ぶ路線バスの通行ルートであり、シーズン中は多数の観光客が通行する道路であるため、本路線の規制を一刻も早く解消する必要がある。このため、直ちに発注の必要のある「特に急迫を要する緊急の工事に関連する業務」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約を行うものである。

なお、本工事の施工業者については、災害時等施工能力事前審査認定業者の登録を受け、施工場所に一番近く、緊急に資機材及び人員の調達が可能な下記業者を選定するものである。

■業者名：矢倉土木建株式会社